

ケアンド松戸居宅介護支援センター指定居宅支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 地域医療福祉支援サービス株式会社が開設する指定居宅介護支援(以下「事業」という)の事業所は、適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営方針は、次のとおりとする。

- ① 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- ② 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- ③ 事業の実施にあたっては関係市町村長、地域の保健・医療・福祉サービス並びに居宅サービス事業者・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ケアンド松戸居宅介護支援センター

所在地 千葉県松戸市日暮6丁目32番地 シーバードⅠ 101号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名(介護支援専門員兼務)

介護支援専門員 1名以上

【職務内容】

管理者 : 本事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業員に運営基準を厳守させる為の必要な指揮命令を行います。

介護支援専門員 : お客様の相談を受け、心身の状況に応じた適切な居宅サービス計画を作成すると共に施設サービスを利用できるよう市区町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅支援の内容は次のとおりとする。

相談受付	地域包括支援センター、病院等の医療機関、利用者又はそのご家族から来所又は電話により、居宅介護支援サービスの利用の受付 来所又は電話等による聞き取りから介護保険利用の相談を受付
訪問調整	自宅に訪問し、介護保険の説明を行うための日程調整
介護保険制度の説明	介護保険制度の利用の説明、各事業の説明と実施出来ない内容の理解、要介護のよる介護の制限、他制度との併用時の優先、要支援・要介護の目的の違いの説明
ケアマネ決定	ケアマネジャーの利用の有無、担当ケアマネジャーの決定と業務の説明
受給資格の確認	利用者の被保険者証にて、利用者の被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認
契約等	サービス提供に際しては、あらかじめ利用申込書もしくはその家族に対し、運営規定の概要などを記した重要事項文章を交付し、説明を行い、利用者の同意を得た上で契約を締結
アセスメント	介護保険を利用するに至った経緯の聴取、介護保険制度の利用によって改善したい課題の聴取(主訴聴取)、介護保険証内容、家族構成、経済状況、他の制度の利用の有無の内容、緊急連絡、既往歴、生活歴、通院する医療機関、現在の服薬内容、住宅環境の調査、フェースシート作成
心身機能評価	日常生活動作の評価、日常生活周辺の動作の評価、認知機能その他の評価
居宅サービス計画の作成・確定	心身機能評価の要約、課題抽出、居宅サービス計画の作成、介護利用点数の把握、作成した居宅サービス計画の承諾
情報の入手	施設から退所、病院からの退院に向けて居宅介護の情報入手
事業者調整	計画に適正な事業者の選定、サービスの利用実施について契約確認等の調整
サービス担当者会議	関係する事業者と利用者並びにその家族で会議を実施
サービスの提供	各事業者の援助開始
モニタリング	毎月1回以上訪問し、心身の状況の観察・把握、各事業者の計画遂行状況、対応する支援内容の適正化の把握
再計画の作成	モニタリングにより心身の状態変化、または、前回計画期間が終了する場合の再計画の作成
給付管理	毎月月末に利用した援助内容に対し適正な点数を確認、翌月10日までに国民健康保険団体連合会に提出
行政手続等	心身の著しい機能変化により介護度を変更する場合の申請、認定更新のための申請、介護保険制度による福祉用具、住宅改修等の補助の申請
施設の紹介	介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設紹介
介護予防利用	要支援の利用者は管轄する地域包括支援センターの委託により連携をもって実施

(利用料等)

第7条 料金表 (松戸市：5級地)

居宅介護支援費Ⅰ	(i) 要介護 1・2	月 11,620 円
	(i) 要介護 3・4・5	月 15,097 円
初回加算		月 3,210 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ 連携1回(カンファレンス以外の方法により実施)		回 4,815 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンスにより実施)		回 6,420 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ 連携2回以上(カンファレンス以外の方法により実施)		回 6,420 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ 連携2回(うち1回以上はカンファレンスを実施)		回 8,025 円
退院・退所加算(Ⅲ) 連携2回以上(うち1回以上はカンファレンスを実施)		回 9,630 円
通院時情報連携加算		月 535 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)		月 2,675 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)		月 2,140 円
ターミナルケアマネジメント加算		回 4,280 円
介護職員等处遇改善加算		所定単位数2.1%に10.7を乗じた値

サービス提供地域の方は、指定居宅介護支援に要する交通費は無料とする。それ以外の、事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、利用者の同意を得てから実費を請求する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 0円

通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上 500円

(駐車料金)

コインパーキング等の駐車場を利用した場合の駐車料金は、実費を請求とする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、松戸市・市川市・柏市・鎌ヶ谷市・船橋市・流山市・葛飾区・江戸川区・三郷市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

- ① 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者ご家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じ、利用者の状態及び事故に際してとった処置について記録する。
- ① 訪問した時に利用者が緊急を要するような状態、怪我をしており医療機関に搬送しなければならないときは、ご家族への連絡前に緊急対応し、その後にご家族へ連絡する。
- ② 高齢者虐待防止法に掲げる、虐待又は虐待の恐れがあると判断したときは、利用者の管轄する地域包括支援センターに連絡する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、利用者及び利用者の個人情報適切に取り扱うことは、介護・介護予防サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いに努め、個人情報に関連する法令その他関係法令、厚生労働省のガイドライン及び当社プライバシーポリシーを遵守します。

- ① 業者及び事業所の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を洩らしません。
- ② 業者及び事業所の従業員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を洩らしません。
- ③ 事業所では利用者の医務上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を利用します。

(高齢者虐待における対応)

第11条 高齢者虐待防止法に掲げる、虐待又は虐待の恐れがあると判断したときは、利用者の管轄する地域包括支援センターに連絡します。
利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第12条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等取り組みます。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第13条 男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

(業務継続計画(BCP)の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的を開催するなどの措置を講じます。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年10月1日から施行する。(消費税増税に伴う料金表変更)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月4日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。